

徳島県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和七年五月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月九日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
4 1	徳島北灘	鳴門市北灘町折野字川筋四九 番一地从先から 同 番一地从先まで 三三三	一一〇・〇	令和七年五月九日